

バイオマス度の表記数字の運用変更（5%刻み）について

1. 背景と目的

- ・平成24年4月より、バイオマス度の下限値を10%と定めると同時に、10%刻みの数値で表示することとしました。
- ・その後、バイオポリエチレン等の安定供給により、汎用性商品への展開・普及が実現してきております。
- ・現状は、事業者数（＝認定商品数）が増加・定着してきておりますが、“一般的にコスト面”を要因と察せられる下限値10%の申請が多い中、近年では、さらにニーズの多様化や商品の差別化など、バイオマスの高混率の商品への展開が、需給の双方から見込まれます。
- ・そこで、①同一業界における数値差別化を図る事業者に機会を増やすこと、②現行の基準に当てはめると最低でも10%アップしなければならないが、上記コスト要因やその障壁を解消しやすくすること、などを勘案し、5%刻みでの管理手法を採用することといたします。

2. 表記案

- ・表記数値は、従来とおりの下限設定値10に始まり、15、20、25、・・・、95、100といたします。

3. 実行開始日

- ・本措置は、2019年9月1日より実施いたします。

【補足】

- ・既に認定されている「バイオマーク商品」のバイオマス度が、最低値の整数一桁が5以上あるにも拘らず、切り捨てにより10刻み表記となっているものは、同番号で5刻みに上げることができます。（手続きについては事務局へ相談願います）
- ・認定されている「バイオマーク商品」のバイオマス度に、範囲を設けている場合は、最低値を以って10刻みとしていますが、範囲内に整数一桁が5以上のものが含まれており、それを5%刻み表記をしたい場合は、新たな認定を申請していただくこととなります（書類は、認定されているものと同様ですが、バイオマス度の整数一桁が5以上となる範囲のみで申請してください）。

以上